

# 自治体が主導する景観学習の現状と課題

## －青森県及び岩手県における調査を通して－

馬場たまき\*・北原 啓司\*\*・阿留多伎真人\*\*\*

The current situation and issues of landscape learning by local governments  
－ Through surveys in Aomori and Iwate prefectures －

Tamaki Baba・Keiji Kitahara・Makoto Arutaki

本研究では、青森県及び岩手県が継続して実施している景観学習の実態を明らかにし、景観まちづくり教育の普及に向けた知見を得ることを目的としている。青森県及び岩手県へのインタビュー調査と景観学習実践校を対象としたアンケート調査を実施し、普及に向けた課題を考察した。両県が主導する景観学習では、小規模校からの応募が多く、まちづくりの専門家が出前授業を行う形式により学校側の人的・金銭的負担を軽減していた。実践校へのアンケート調査では「良い景観を守りたいという意識の芽生え」や「まちづくりの知識や関心の向上」において高い評価が得られていた。景観まちづくり教育を広く普及させる上で課題となる点を6つに整理した。①景観学習のPR方法と募集時期の見直し、②学校が独自に景観学習を継続する体制づくり、③学校と外部講師との協働によるプログラム内容の充実、④学年、校内における教師間の連携、⑤教員の地域理解及び学校と地域の連携体制、⑥学習実践報告書の作成と公開。

キーワード：景観学習 景観まちづくり教育 学校と地域の連携

### 1. 研究背景と目的

「景観」とは、歴史や文化、人々のくらしや建物などが、一体となって風景や景色として目に見えるものを指す。景観を維持したり改善したりする活動は「景観まちづくり」<sup>1)</sup>と呼ばれ、そのための教育が「景観まちづくり教育」<sup>2)</sup>と位置付けられる。

日本における景観行政の歴史は、都市化の発展とともにあゆみを進めてきた。戦後から高度経済成長期までは、都市化による近代

建築の取り壊しや歴史的環境破壊、都市緑地の急速な減少などが問題となり都市公園法(1956年)<sup>3)</sup>、自然公園法(1960年)<sup>4)</sup>により規制が始まることとなった。1970年代からは、モデル事業・先進的な実践として京都<sup>5)</sup>、金沢<sup>6)</sup>、倉敷<sup>7)</sup>における歴史的な町並み保存運動が活発に行われ、地区計画制度(1980年)<sup>8)</sup>制定を機に都市景観への関心が全国的に広まることとなる。そして、2004年に景観法<sup>9)</sup>が制定されて以降は、各地で景観条例<sup>10)</sup>や景観形成ガイドライン<sup>11)</sup>が策

2020年4月14日受理

\*尚絅学院大学 人文社会学群人文社会学類 准教授

\*\*弘前大学 大学院地域社会研究科 教授

\*\*\*尚絅学院大学 人文社会学群人文社会学類 教授

	戦後復興～高度成長期 1950～1970	創意工夫・モデル事業・先進的实践 1970～2000	地域に根差した景観 まちづくり 2000～
市街地 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超高層建築等の計画</li> <li>・近代建築の取り壊しによる景観・美観論争</li> </ul> <p>1950 建築基準法</p> <p>1965丸の内美観論争</p>	<p>都市景観への関心の高まり</p> <p>先導的なモデル事業の多彩な展開と蓄積</p>	<p>2003 美しい国づくり政策大綱</p> <p>2006 観光立国推進基本法</p>
歴史 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化の進展に伴う歴史的環境の破壊</li> </ul> <p>1964京都市タワー美観論争</p> <p>1968金沢市伝統環境条例</p> <p>1968倉敷市伝統美観保存条例</p> <p>1950 文化財保護法 (文化財保護に関する総合的法律)</p>	<p>1980 地区計画制度</p> <p>1972京都市市街地景観条例</p> <p>歴史的な環境やまちなみ保存の運動・対応</p> <p>1975伝統的建造物群保存地区制度</p> <p>1996登録文化財制度</p>	<p>2004 まちづくり交付金創設</p> <p>2005 屋外広告物法改正</p> <p>2004 公共事業の景観形成ガイドライン作成</p>
緑 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発の進展に伴う都市緑地の急速な減少</li> </ul> <p>1956都市公園法</p> <p>1960自然公園法</p>	<p>1972自然環境保全法</p> <p>1971 都市緑地保全法</p> <p>1971 工場立地法 (敷地の20%緑化)</p> <p>1994 緑の基本計画 (マスタープラン法定化)</p> <p>都市緑地の保全・創出の制度的対応</p>	<p>2004 地域に根差した景観まちづくりの展開へ</p> <p>2004 都市緑地法</p>

図1 西村幸夫『都市保全計画』東京大学出版会（2004）歴史的環境に関する年表を参考に作成

定され、自然や地域資源を生かした街並みのハード整備が計画的に行われることとなった。現在は、次の段階へ進み、整備計画や維持管理活動へ子どもや地域住民が参加して行う「景観まちづくり」が多様に展開されており、地域イメージへ直接つながる要素として重要視されている<sup>12)</sup> (図1)。

国土交通省では、景観まちづくり教育の意義を「まちの景観を知り、それを大切にすることを心を持った人が増えることが、それぞれのまちの個性を生かした美しい景観まちづくりの進展につながる」<sup>13)</sup> とし、一人一人が積極的に関わり責務を果たすことを求めている。具体的には、学校教育の総合的な学習の時間(以下、総合学習)<sup>14)</sup> の中で行う授業のモデル授業をWEBサイトで紹介するなど、景観まちづくり学習<sup>15)</sup> の普及に務めている。この学習を広めるには、地域に応じた学習プログラム作成が必須となり、学校・行政・専門家が連携する形で作成・展開する仕組みを整える必要がある。

しかし、小学校20,494校を対象として実

施した「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」<sup>16)</sup> によると、総合学習の学習内容は、回答の多い順に「環境(89.9%)、地域の人々と暮らし(89.5%)、福祉・健康(84.4%)、伝統と文化(80.7%)、情報(67.8%)、国際理解(65.8%)、防災(26.5%)、その他(42.7%) (複数回答)」となり、まちづくりや景観そのものをテーマとした学習内容が、それほど普及していないことが推察される。

本研究では、このような状況の中で、継続して景観学習に取り組んできた青森県及び岩手県の景観まちづくり教育の実態を明らかにするとともに、景観行政担当部局へのインタビュー調査と実践校へのアンケート調査から景観まちづくり学習の課題を探り、景観まちづくり教育の普及に向けた知見を得ることを目的とする。

## 2. 研究課題と研究方法

### 2-1 研究課題

青森県及び岩手県を対象として、次の研究課題に取り組んだ。

- 1) 行政が主導する景観まちづくり教育の実態を明らかにするために、募集方法、実践校数、プログラム内容、授業時間数、連携、学習効果を把握した。
- 2) 学校教育における景観まちづくりの課題を探るために、総合学習への組み込み方、景観部局と教育現場の連携の在り方、予算の工面、授業導入までのプロセスを検討した。

- 3) 教育効果の高い学習プログラムづくりに必要な視点を見出すために、学校と講師の打ち合わせや地域連携の在り方について検討した。

### 2-2 研究方法

研究課題を明らかにするために、青森県及び岩手県を対象として以下の調査を行った。

- 1) 景観学習実施状況の調査（表1）
- 2) 景観学習実践小学校における授業視察（表2）
- 3) 実践小学校を対象とした「景観学習の実践に関するアンケート」調査（表3）

表1 青森県及び岩手県の景観学習実施状況（2015年時点）

調査内容	青森県	岩手県
1) 景観学習事業に関するインタビュー調査	時期：2015年11月 対象：青森県土整備部都市計画課 事業名：景観学習教室 募集：2002年～2015年の14年間 実践小学校：106校（延べ160校） 受講人数：6,348人	時期：2015年12月 対象：岩手県土整備部都市計画課 事業名：景観学習 募集：2010年、2013年、2014年、2015年 実践小学校：16校（延べ22校） ※うち1件は図書館で実施 受講人数：513人

表2 景観学習実践小学校における授業視察

調査内容	青森県	岩手県
2) 景観学習実践小学校における授業視察	時期：2016年12月6日 対象：K小学校	時期：2015年11月18日 対象：T小学校

表3 「景観学習の実践に関するアンケート」調査

調査内容	青森県	岩手県
3) 実践小学校を対象とした「景観学習の実践に関するアンケート」調査	実施時期：2016年11月 配布校数：106校 回収校数：36校 回収率：34%	実施時期：2016年11月 配布校数：16校 回収校数：10校 回収率：63%
【主な質問項目】	1. 景観学習実施の経緯 2. 実施学年、受講児童数、指導教員 3. 景観学習実施後の児童の変容 4. 「景観学習」の学習効果 5. 景観学習を「継続授業」として展開することへの意見・課題 6. 「景観学習」普及のための課題 7. 「景観学習」への要望・意見（自治体側へ、講師側へ）	

### 3. 結果

#### 3-1 青森県「景観学習教室」の実態調査

##### 1) 青森県県土整備部都市計画課へのインタビュー調査結果

青森県では2002年から、「明日の青森県を担う子どもたちふるさとの美しい景観を守り、つくっていくことの大切さを学んでもらう」ことをねらいとして、「景観学習教室」を開催している<sup>17)</sup>(図2)。

基本的な授業の流れは、①まち歩き6月～7月：まち歩き・写真整理、②深める学習7～9月：地域のなぜ?おや?を探す・調査・まとめ、③発表10～11月：発表準備・練習・発表、となっている。①まち歩きの授業は、外部講師による出前授業の形式で行い、景観についての授業とフィールドワークで構成される。まち歩きは、グループで1台のデジタルカメラを使用し、良い景観・悪い景観・気になる景観を探しながら写真撮影を行う。まち歩きの補助として、地元の大学生や父母、住民などが児童とともに歩き、安全に活動ができるよう支援している。第2回の出前授業では、県担当者が印刷した写真を児童が景観シート(または景観マップ、景観かるた)にまとめ、発表会を行い学習が終了する。

授業時間、授業回数については各学校の授業計画に応じて柔軟に対応し、各回2～4コマ分の授業時間を使用している。出前授業の講師は大学教員、NPO、樹木医などの専門家が担い、毎年7校程度を想定して事業費を予算化している。2014年以降は、講師と学校との日程調整の難しさから、②深める学習、及び③発表の学習は、原則として担任教師が担当する形式に変更となった。

2002年～2015年の14年間に景観学習を実施した学校は106校(延べ160校)であった(図3)。景観学習教室利用回数は、1回(71%)が最も多く、複数年実施した学校は31校であった(図4)。年間実施数は2008

景観学習教室の様子(平成27年度実施)

学校・施設名	対象学年/人数	実施時間	講師
1 南部町立 福田小学校	3年/31名	2コマ(+3コマ) 2コマ	月舘敏栄氏 (八戸工業大学大学院教授)
2 東北町立 第一小学校	4・5年/14名	2コマ	河村廣治氏 (八戸工業大学専門学校教授)
3 三沢市立図書館	6歳～大人/7名	10:00～12:00	北原悠司氏 (弘前大学人文学部地域社会学専攻主任)
4 野付町立 西郷小学校	4年/23名	2コマ	石澤純夫氏 (㈱エーアイサイン代表取締役)

授業の流れ・様子(例:南部町立福田小学校「景観かるたづくり」)

①事前授業(7月9日,3～4時間目)  
○「景観とは何か,まちの地方について講義,一般的なかるたの紹介」 **導入**



●自分たちが地域の景観について学んでいる様子 ●「景観」を身体を使って表現する「景観体験」  
準備物品:プロジェクター(県都市計画課)、スクリーン(学校)、パソコン(講師)

②まち歩き(9月17日,2～4時間目)  
○「まち歩き」の注意事項やデジカメの使い方について説明 **題材探し**  
○グループごとに地区に分かれてまち歩きをし、デジカメを使って自由に撮影



●まち歩き時について説明を受けている様子 ●「松ノ川」になる景観をたくさん撮影  
準備物品:デジカメ(県都市計画課、講師、学校、保護者)、パソコン(県都市計画課)

※まち歩きは9/9を予定していたが雨天のため17日に延期,9日は校内から見た景観をスケッチし,好きな景観,嫌いな景観について発表を行った。

図2 青森県景観学習教室の様子(青森県HP)



図3 青森県景観学習教室実施校(H27年11月時点)  
資料:県提供 Google マップ

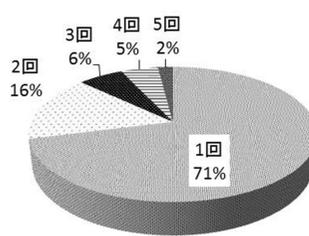


図4 青森県景観学習教室利用回数

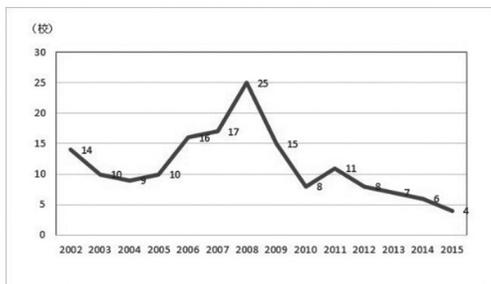


図5 青森県景観学習教室実施数の推移 (校)

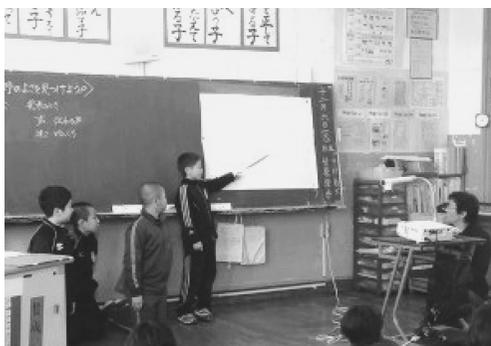


図6 まちの景観学習発表の様子 (2016年K小学校)

年の25校が最も多く、それ以降は減少傾向にある(図5)。また、小規模校からの応募が多いという特徴が見られる(図6)。

景観学習の効果として、学習後に学校周辺のゴミ拾いや壁新聞を活用した景観の改善提案などの自主的な発展学習につながっている点が挙げられた。景観学習教室の応募校が減少傾向にある状況に関しては、校長会におけるPR方法やHP掲載の工夫などの面で改善が必要であるとの考えが示された。

2015年には、市立図書館からの依頼で、親子2世代で地域の良さについて学ぶ景観学習を実施するなど、柔軟に景観学習教室を展開している。今後は、中学生・高等生向けにレベルアップした景観学習を開催し、ふるさを見つめ直す機会を提供することも検討している。景観学習教室を地域全体へ発展させるには、親と子の世代間や地域間で生じる景観認識の差をプログラムへどのように組み込むかが課題となり、検討が必要とのことで

あった。

## 2) 実践小学校を対象とした「景観学習教室の実践に関するアンケート」調査結果

2016年11月に、2002年～2015年の14年間に景観学習教室を実施した106校を対象として「景観学習教室に関するアンケート」調査を実施した。アンケート調査は、郵送により配布・回収し、集計・分析を行った。回収校数は36校、回収率は34%となった(表3)。実施学年は、4学年(29校)が最も多く、5学年(5校)と3学年(5校)が同数であった(図7)。

景観学習の効果(複数回答)では、多い順に「子供たちの郷土愛育成の一助となった(11校)」「良い景観を守り続ける意識が芽生えた(10校)」「まちづくりの知識や関心を向上させた(8校)」が選択された(図8)。

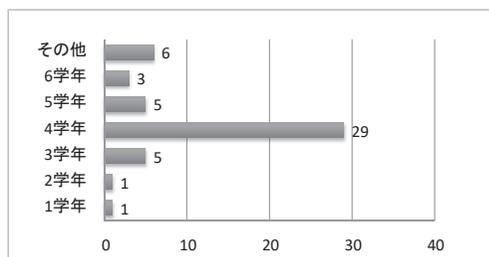


図7 景観学習教室実施学年 (複数回答 N=36)



図8 景観学習の学習効果 (複数回答 N=36)

一方、継続授業を行う上での課題(複数回答)については、「授業時間の確保(21校)」「教員の労力負担が大きい(11校)」「地域との連携(6校)」の順で多くなっていた(図9)。「景観学習教室」普及のために必要な取り組

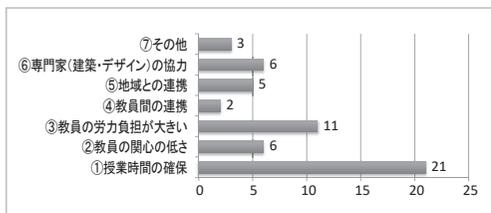


図9 継続学習として実践する際の問題点や難しさ (複数回答 N=36)

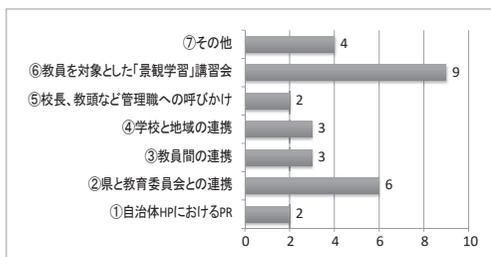


図10 景観学習普及のために必要な取り組み (複数回答 N=36)

みについては、「教員を対象とした景観学習講習会(9校)」「県と教育委員会との連携(6校)」の順に多く選択された(図10)。

景観学習への意見・要望の自由記述では、「総合学習に組み入れる際は、教育課程への位置付けを前年度から働きかける」「既に地域と連携した数多くの取り組みが組み込まれているため、新たな取り入れや定着の作業は非常に負担が大きい」「1学校1学年の実施では、親子などの世代間・町内会等の地域間で、取り組みへの認識の差が生じ、地域全体の活動へ発展しにくい」など、改善点が指摘されている。他方、「環境省レンジャーと一緒に白神山地を素材にした総合学習を行っており、その中に景観学習をいれることも可能かもしれない」との回答から、既存の地域学習へ景観学習教室を組み込み実施する新たな方向性を見出すことが出来る。また、「アンケートへ回答することで、学校の取り組みを振り返ることへつながった」との記述からは、授業終了後のまとめ方について、確認と検討が必要であることが示唆された。

### 3-2 岩手県「景観学習」調査結果

#### 1) 岩手県県土整備部都市計画課インタビュー結果

「景観学習」のねらいを「まち歩きをしながら、自分で写真に撮りたい景観を見つけることにより、自ら課題を見つけ、学び、考え、地域に興味を持つ」こととし、地域の歴史や文化を理解する機会を創出することを目的としている。また、景観学習を通じて、良好な地域づくりに関わる意識をもった“人づくり”の第一歩を学ぶ学習として位置づけている。

県のホームページでは、PDF版「小学校における景観学習のススメ—身近な“景観”から取り組む総合学習(12頁)」が掲載されており学習の流れや先行事例の情報を得ることができる。県は、毎年10校へ講師を2回派遣することを想定して予算を組み募集を行っている<sup>18)</sup>(図11)。

授業は、外部講師による出前授業を取り入れて展開している。基本的な流れは、①ガイダンス(90分:景観、まち歩きについて)、



図11 岩手県『景観学習のススメ』(PDF抜粋)

②まち歩き（90分：グループごとにデジタルカメラを持って「好き」「嫌い」「気になる」場所の景観を撮影）、③情報整理（写真整理・景観シートとMAPの作成45分）④まとめ（発表45分）となっている。学習開始前に、県担当者が学校及び外部講師と連絡を取り、日程や授業回数の調整を行う。授業内容は、講師の専門分野や学校の要望へ対応してアレンジすることもあり、他教科との横断的な学習や防災教育との複合学習で展開される場合もある（図12）。



図12 景観調査のまとめ作業と意見交換の様子（T小学校）

また、景観学習の授業終了後に、まち歩きで発見した地域課題を検討する発展学習へつながることもある、とのことであった。2010年から2015年の4年間（2011、2012は実施せず）で16校（延べ22校）が景観学習を実施していた（表4）（図13）。

2011年と2012年は東日本大震災の対応を優先したため実施せず、2013年に再開している。景観学習を複数年実施した学校は2回（25%）、3回（6%）であった。1学年1クラスや複合学年など少人数学級での実施が多くなっていた（図14）。

実施学年は、6学年（5校）、3学年（5校）、4学年（3校）、5学年（1校）という結果だった（図15）。

表4 岩手県「景観学習」実施状況

実施年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
実施校数	6			1	9	6



図13 岩手県景観学習実施校（2015年12月時点）  
Google マップで作成

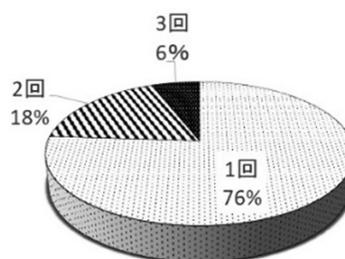


図14 岩手県景観学習利用回数（N=16）

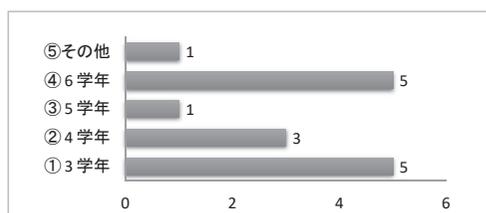


図15 岩手県景観学習実施学年（複数回答 N=16）

2) 実践小学校を対象とした「景観学習の実践に関するアンケート」調査結果

2016年11月に、2010年～2015年（2011年、2012年は実施せず）の4年間に景観学習を実施した16校を対象として「景観学習の実践に関するアンケート」調査を実施した。アンケート調査票は、郵送により配布・回収し、集計・分析を行った。回収校数は10校、回収率は63%となった（表3）。

3学年を対象として実施した学校からは、「3年生には少し難しい内容だった」との意見があった。景観学習は、1校1学年を基本としているが、他の学年の児童にも地元の景観に関心を持ってもらうための工夫として、作成した地図を廊下に掲示する、学校通信で紹介するなど挙げられていた。

景観学習の学習効果（複数回答）では、「写真撮影を通じた新たな発見（7校）」「いい景観を守り続けたいという意識の芽生え（6校）」の順に多く選択された（図16）。

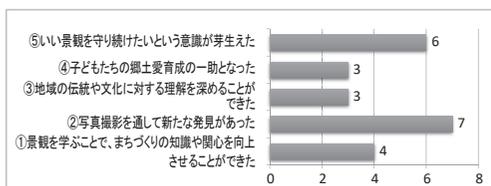


図16 景観学習の学習効果（複数回答 N=10）

自由記述には「景観という切り口が新たな発見につながりまちへの関心が高まった」「学校周辺だけではなく自分の地区でもやってみよう」などがあり、児童の学習意欲向上へつながっていることが分かる。また、「情報処理の仕方を他の教科等で活用したい」「自分の地域と他の地域を比較する視点の育成につながった」など、景観学習が他教科の学びと関連していることが確認できる。継続学習として実践する問題点や難しさについては、「教員の関心の低さ（4校）」「専門家（建築・デザイン）の協力（2校）」「地域との連携（2

校）」の順に多く選択されていた（図17）。

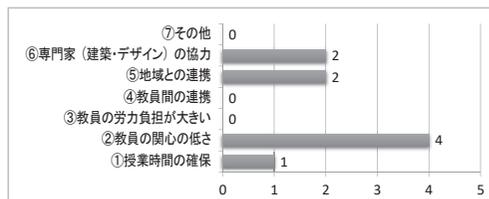


図17 継続学習として実践する問題点や難しさ（複数回答 N=10）

学習内容についての意見では、「好きな景観を残すためにはどうすればよいか話し合う時間が欲しかった」「前年度に引き続いての活動だったが、「広がり」という点で課題があった」など、より深い学びへ導く際の課題が指摘されている。また、「復興教育と関連させる」など、限られた授業時間の中で、複合的な視点を持ちながら景観学習を展開するアイデアが示されていた。

全体コーディネートを務める県側への要望として「講師との事前打ち合わせ機会を増やす」「デジカメなどの備品やまち歩き補助員などの支援の充実」などの改善が求められていた。

4. 考察

青森県及び岩手県における「自治体が主導する景観学習」の調査結果から、景観学習の普及に向けた視座を得るため「景観学習の継続要因」及び「景観学習の課題」を次のように整理した。

4-1 景観学習の継続要因

- 1) 県都市計画部局において景観学習事業費を毎年予算化し、外部講師の派遣や事務的な作業支援を担うことで、学校側の金銭的負担と教員の労力負担を軽減している。
- 2) 県担当者と学校の連携が細やか、かつ円滑に行われることで継続して応募する流れ

- を生み出している。
- 3) 追加募集等を行うことで、地域的な片寄りを減らし、かつ、より多くの学校が景観学習実践を経験できるようPRが行われている。
  - 4) アクティブラーニングを用いた基本プログラムは、教材として使用しやすく、指導教員や児童が受け入れやすい。
  - 5) 基本の景観学習に加え、学校の要望に可能な限り対応し、発展学習を行うことで、地域特性を大事にした景観学習プログラムを蓄積し有効に活用している。
  - 6) 小規模校や統廃合した学校からの応募が多く、学校の年間カリキュラムへ組み入れやすい状況が確認された。この傾向を県担当者間で共有しながら、関心の高い学校及び教員へ積極的な声かけを行っている。

#### 4-2 景観学習の課題

- 1) 景観学習の募集時期とPR方法の見直し  
県は、学校が次年度授業の計画を開始する11月頃から景観学習の募集を開始するとともに、教育委員会へ募集協力の依頼をし、「総合学習」の中で景観学習を促進する仕組みを整える必要がある。PRについては、現在のちらしやホームページの情報と並行して、校長会や教員研修などの場で直接説明し、募集機会を増やすことで新規の実践校の増加が期待できる。
- 2) 学校が独自に景観学習を継続する体制づくり  
県では、一度景観学習を実践した学校が、独自に景観学習を展開することを望んでいる。その実現には県のフォローアップが欠かせない。例えば他の自治体で展開されている多様な景観学習の情報や一般社団法人及び民間企業による住教育助成金制度<sup>19)</sup>などの情報を継続的に伝達するなどが必要となる。また、市町村の都市計画部局や教育委員会と連

携しながら学校を支援する視点が欠かせない。

#### 3) 学校と外部講師との協働によるプログラム内容の充実

県が主導する景観学習では、基本プログラムが明確に示されているため、学校側が募集時に理解しやすいというメリットがある。一方で、学校の実態に即し、より充実した学習内容へと発展させるためには、学校と外部講師が、連絡や打ち合わせの機会を直接持つことが望ましい。県が仲介をする現在の手法に加え、メールやWEBを活用しながら協働でプログラムの充実を図る視点が必要である。

#### 4) 学年、校内における教師間の連携

実践校へのアンケートにおいて、1学年1クラスで実施するプログラムでは、教師間の連携や理解が得にくいとの指摘が見られた。この改善には、授業で作成した景観地図を廊下に掲示する、学校通信で紹介する、などを行っている学校の取り組みが有効である。授業過程を共有しながら、教員間で協力体制を整えていくことで多様な発展学習へつなげるものと考えられる。

#### 5) 教員の地域理解及び学校と地域の連携体制

景観学習を実施する際、担当する教員自身が地域の周辺環境を理解し地域の方と連携をとりながら進める体制が求められる。この点において、担当教員が負担感を抱く状況は避けなければならない。改善には、地域の状況や地域人材の情報を学校内、あるいは地区の学校間で蓄積・共有しながら活用することが有効であろう。また、授業開始後はまち歩き学習や景観MAP作成作業において、学年を問わず保護者の支援を募るなどの工夫が必要である。

## 6) 学習実践報告書の作成と公開

現在行っている学習終了後の簡易的な報告書は、広く閲覧できる形式にはなっていないため、改善が必要である。伝えることを意識した実践記録の形に変更することで、学習の様子や内容の創意工夫、学習効果等をWEB上で共有することが可能となり、さらに新規校へのPRへもつながることが推察される。実践の成果を共有することが良い効果をもたらす参考例として、NPOが主導した<sup>20)</sup>地域の景観学習を挙げたい。この事例では、複数の外部講師が各小学校で景観学習を指導した。学習終了後に、講師間で行われた活動報告会において、各学校の成果を共有したことがきっかけとなり、児童の提案を実際のまちづくりへ活かす議論が生まれたという。このように情報共有の質と幅を広げることの意義は大きいと言える。具体的には、WEBを活用して活動報告をフォームに入力し、実践校に学習効果や地域連携のノウハウを蓄積し即効性をもって発信することが有効である。また、この取り組みは、市町村単位、学校単位で取り組む景観学習を促進させることへもつながるものと考えられる。

## 5. おわりに

平成29・30年改訂学習指導要領では、「どのように学ぶか」が強く問われており、学習過程に「アクティブラーニング」を組み入れながら、主体的・対話的で深い学びを展開することが求められている。青森県及び岩手県で継続して行われてきた景観学習では、まさに、アクティブラーニングを駆使した授業が展開され、児童の旺盛な学習意欲を引き出し深い学びの導入として機能していることが確認された。新学習指導要領では各学校がどのように「社会に開かれた教育課程」を構成しどのような「カリキュラム・マネジメント」を展開するかが、より一層問われることにな

る。県や地方自治体においても、こうした時代の要請に対応しつつ、景観学習の普及促進に向けた取り組みを行うことが課題となるであろう。

## 謝辞

本研究は、尚綱学院大学共同研究(2015～2016年度)の助成を受けました。調査にご協力いただいた青森県県土整備部都市計画課、岩手県県土整備部都市計画課、景観教育実践校の教職員及び児童の皆様は厚く御礼申し上げます。

## 参考文献

- 1) 2004年景観法の基本理念において、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することは、住民の責務とされており、そのための活動を指す。
- 2) 1)を促進するために各主体が行う教育
- 3) 都市公園法(1965年)第1章～第6章
- 4) 自然公園法(1960年)第1章～第4章
- 5) 京都府HP 伝統的建造物群保存地区  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/index.html>
- 6) 金沢市HP 歴史都市金沢のまちづくり  
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11107/rekisimatizukuri/kentiku.html>
- 7) 倉敷市HP まちなみ保存  
<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/>
- 8) 地区計画制度(1980年)都市計画法第十二条の四第一項第一号に定められている。
- 9) 景観法(2004年)第1章～第7章。第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 10) 地方公共団体における自主条例。1968年に金沢市が制定した「伝統環境保存条例」が最初。
- 11) 景観形成ガイドライン(2005年)『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、都市再生整備計画事業などの都市整備に関する事業を対象としている。

- 12) 西村幸夫『都市保全計画－歴史・文化・自然を活かしたまちづくり』東京大学出版会（2004）
- 13) 学校で取り組む景観まちづくり学習－国土交通省  
<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/sub2.htm>
- 14) 『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）』教育出版株式会社（2010）
- 15) 2) を促進するために行われる主体的・体験的な学び。
- 16) 平成 25 年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査結果  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/newcs/\\_icsFiles/afieldfile/2019/02/12/1413568\\_002\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/newcs/_icsFiles/afieldfile/2019/02/12/1413568_002_2.pdf)
- 17) 青森県都市計画課 HP 景観学習教室  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/>
- 18) 岩手県都市計画課 HP 景観学習のススメ  
<https://www.pref.iwate.jp/>
- 19) 一般財団法人 住総研住教育授業づくり助成  
<http://www.jusoken.or.jp/index.html>
- 20) 大瀧英知、他 8113 岩手県大船渡市、釜石市、軽米町、奥州市江刺区における景観学習の取り組み 日本建築学会学術講演梗概集. F-1, 1375-1376 (2011)